

# 国分寺市 使用料・手数料の適正化方針



平成 23 年 9 月

国 分 寺 市

## 目 次

はじめに ～ 適正化方針策定の経緯 .....	1
第 1 使用料収入の現状 .....	2
第 2 取組の対象 .....	4
第 3 基本的な考え方 .....	6
第 4 積算の方法 .....	7
第 5 減免の取扱い .....	10
第 6 適正化プログラム .....	11
資料 1 使用料・手数料 適正化プログラム・シート .....	12
資料 2 使用料・手数料 積算シート .....	13

## はじめに ～ 適正化方針策定の経緯

市は、使用料・手数料の適正化について継続的に取り組んできましたが、具体的な見直しにはなかなか至りませんでした。

平成 8 年 4 月、市長通達により設置された使用料・手数料等見直し検討委員会から、市民負担の公平化を図るため、施設の使用料については早急に改定手続きを実施すべきとする最終報告が提出されました。これを受け、平成 10 年 2 月には、使用料の定期的な見直しに取り組むとした行政改革大綱が策定され、続く第二次行政改革大綱（平成 15 年 2 月策定）では、実施プランに位置づけられることとなります。

平成 19 年 7 月には、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（総務省）」に基づき集中改革プランが策定され、現行の第三次行政改革大綱（平成 19 年 8 月策定）へと引き継がれています。また、第四次長期総合計画の財政的裏付けとして策定された国分寺市の財政計画（平成 19 年 3 月策定）では、受益者負担適正化のルールを策定し、無料となっている公の施設について、負担の適正化を検討するとしています。

市では、基本計画を策定するための基礎資料として、定期的に市民意向調査を実施しており、その中で、特定の利用者に提供されるサービスの費用負担のあり方について、市民のみなさんに意見を求めています。

回 答	平成 18 年 1 月実施 <sup>1.</sup>	平成 23 年 1 月実施 <sup>2.</sup>
利用者が適正な負担をするのは当然	57.8%	61.6%
公費(税金)による負担を抑えるべき	21.3%	20.1%
全額公費(税金)で賄うべき	11.6%	9.3%
その他	9.3%	9.0%

1. 調査票回収数：1,489 / 発送数：3,400 (43.9%)      2. 調査票回収数：1,371 / 発送数：3,000 (45.7%)

この方針は、「使用料見直しの基本的考え方について」(平成 22 年 8 月 国分寺市使用料見直し検討委員会)で示された考え方を踏まえ、受益者負担の適正化に向けた具体的な取組を推進するため策定するものです。

第1 使用料収入の現状

公の施設を維持管理するための経費（職員人件費を除く。）と使用料収入の平成22年度決算額は、次のとおりです。

(単位：円)

経 費		使用料収入	
庁舎維持管理に要する経費	82,500,219.-	2,080,100.-	市役所駐車場使用料
市民農園に要する経費	1,849,627.-	1,947,500.-	市民農園使用料
Lホール維持管理に要する経費	29,101,869.-	7,530,755.-	Lホール使用料
いずみホールの施設維持管理に要する経費	65,861,441.-	19,630,985.-	いずみホール使用料
下水道事業特別会計	4,715,453,482.-	7,230,040.-	下水道事業受益者負担金
		1,431,935,252.-	下水道使用料
		610,200.-	下水道手数料
都市公園維持管理に要する経費	56,720,297.-	10,461.-	公園使用料
市立公園維持管理に要する経費	139,549,948.-	501,570.-	公園占用料
道路管理に要する経費	257,624,674.-	156,805,315.-	道路占用料
自転車駐車場に要する経費	309,793,358.-	330,838,210.-	自転車駐車場使用料
体育施設維持管理に要する経費	120,006,946.-	[ 指定管理者による利用料金制 ]	
体育施設指定管理に要する経費	128,998,053.-		
史跡武蔵国分寺跡公園の管理に要する経費	14,452,342.-	9,675.-	歴史公園使用料
公会堂維持管理に要する経費	554,796.-	0.-	公会堂使用料
地域センター維持管理に要する経費(6館)	46,375,177.-	75,100.-	地域センター使用料(6館)
福祉センターの管理運営に要する経費	174,831,199.-	21,700.-	福祉センター施設使用料
いきいきセンター維持管理に要する経費	4,262,554.-	0.-	いきいきセンター施設使用料
小学校の施設維持管理に要する経費	189,520,464.-	16,750.-	学校体育館・教室等使用料
中学校の施設維持管理に要する経費	95,789,488.-		
校庭・体育館開放に要する経費	589,831.-		
ひかりプラザの維持管理に要する経費	51,878,955.-	44,200.-	男女平等推進センター使用料
		305,700.-	教育センター施設使用料
公民館の施設維持管理に要する経費(5館)	215,310,893.-	230,100.-	公民館使用料

使用料の対象となるサービスは、必ずしも市が本来の目的を達成するために実施しているものとは限りません。

例えば、「庁舎維持管理に要する経費」は、庁舎全体を維持管理するための経費ですが、そのうちの一部が市役所駐車場の維持管理に充てられています。市役所にいらした方が駐車できるよう維持管理をしているわけですが、「市役所駐車場使用料」は、市役所に用いない方が駐車した場合に対象となるものです。

こうした目的外の利用については、本来の業務を行うために必要とされる経費の一部が、そのサービスを提供するため間接的に充てられているもので、その経費と使用料収入の関係を考えるときには注意が必要です。「都市公園維持管理に要する経費」及び「市立公園維持管理に要する経費」と「公園使用料」、「道路管理に要する経費」と「道路占用料」、「史跡武蔵国分寺跡公園の管理に要する経費」と「歴史公園使用料」、「小学校の施設維持管理に要する経費」及び「中学校の施設維持管理に要する経費」と「学校体育館・教室等使用料」についても同様です。

また、ひとつの建物に複数の施設が併設されている場合には、対象となる経費を精査する必要があります。

例えば、西町プラザには、「西町地域センター」、「にしまち児童館」、「生きがいセンターにしまち」の3つの施設が併設されていますが、建物を維持管理するための経費は、効率的な事務執行を図るため、「西町地域センター維持管理に要する経費」にまとめて計上されています。

こうした複合施設について、その経費と使用料収入の関係を考えるときには、それぞれの施設が占有する面積によってその経費を按分するなどの精査が必要です。「福祉センターの管理運営に要する経費」、「ひかりプラザの維持管理に要する経費」、「公民館の施設維持管理に要する経費」などが該当します。

使用料収入は、そのサービスを提供するために必要な経費の財源として直接充てられることとなりますが、不足する経費については市税により賄われることとなります。市税は、サービスを利用する、しないにかかわらず、広く市民のみなさんに納めていただいているものですので、その負担のあり方については、より多くの市民のみなさんに御理解いただけるような仕組みにする必要があります。手数料についても同様です。

## 第2 取組の対象

使用料・手数料の徴収は、地方自治法（昭和22年法律第67号）を根拠としています。

（使用料）

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（手数料）

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

### 1 使用料

使用料については、次に掲げる公の施設を取組の対象とします。

#### (1) 既に使用料を徴収しているもの

使用料の額や積算方法を検証し、必要な見直しを行います。

市役所駐車場 [ 市役所に来庁する目的以外で市役所駐車場を利用したとき ]

市民農園

国分寺Lホール

いずみホール

下水道<sup>3</sup>

市立公園 [ 映画撮影・露店・催し物等に使用するとき、又は、電柱・公衆電話等を設置するとき ]

道路 [ 電柱、看板などを道路に設置するとき ]

自転車等駐車場

体育施設（ゲートボール場を除く。）

スポーツセンター

歴史公園 [ 映画撮影・露店・催し物等に使用するとき、又は、電柱・公衆電話等を設置するとき ]

3. 下水道については、この取組の結果、使用料の見直しが必要であると判断された場合には、国分寺市下水道使用料審議会を設置し諮問することになります。

(2) 使用料を無料としているもの 又は 免除しているもの

そのサービスを提供するために必要な経費，使用料の積算方法，公費負担と受益者負担の割合，激変緩和措置の必要性など総合的な検討を行います。

公会堂  
 地域センター  
 男女平等推進センター  
 福祉センター  
 いきいきセンター  
 市立学校の校庭・体育館・教室等  
 教育センター  
 公民館  
 体育施設（ゲートボール場）

市が直接又は指定管理者や委託業者等により，高齢者施策や障害者施策など特定の事業を実施するためにのみ使用している公の施設については，取組の対象から除きます。

2 手数料

手数料については，次に掲げる条例に定めるものを取組の対象とします。

国分寺市事務手数料条例 [ 住民票の写しの交付，課税証明，建築確認申請等手数料など ]  
 国分寺市情報公開条例 [ 営利目的で使用する場合の公開手数料，公文書の写しの交付 ]  
 国分寺市個人情報保護条例 [ 個人情報の開示に係る公文書の写しの交付 ]  
 国分寺市廃棄物の処理及び減量並びに再利用に関する条例  
 [ 粗大ごみ等の廃棄物処理手数料<sup>4</sup>，一般廃棄物収集運搬業者等の許可申請手数料など ]  
 国分寺市下水道条例 [ 指定工事店の指定の申請等に係る手数料 ]  
 国分寺市自転車等の放置防止に関する条例 [ 放置自転車等の撤去・保管料 ]

4. 廃棄物処理手数料については，この取組の結果，手数料の見直しが必要であると判断された場合には，国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会に諮問することになります。

ただし，その額が地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）や東京都の条例などにより，別途基準等が定められているものについては，その対象から除きます。

### 第3 基本的な考え方

使用料・手数料の適正化は、次の3つの考え方を基本とします。

#### 1 受益者負担の原則

使用料・手数料の対象となるサービスは、利用者の自由な意思によって選択され、その利益が利用者に占有されるという性格を持っています。

例えば、国分寺Lホールを利用する場合、使用許可を受けた時間帯はその利用者によって利用されることになり、第三者が自由に出入りしたり使うことはできません。その利用者によって、国分寺Lホールの利用が占有されているわけです。

また、住民票の写しの交付は、請求した人に限りその住民票の写しが交付され、証明書として利用されることになります。

受益者負担とは、市が提供するこうしたサービスによって特別の利益を受ける利用者に、そのサービスを提供するために必要となる経費の一部を負担していただくという考え方です。

使用料・手数料は、有料を原則とします。

#### 2 積算方法の一元化

市は、使用料・手数料の取扱いについて、基準を定めてきませんでした。その結果、同じサービスであっても、使用料・手数料の積算方法が必ずしも統一されていないのが実態です。

原因は、そのサービスの性格や施設の成り立ちなどさまざまですが、こうした状況は、平等の原則から好ましいことではありません。

同様のサービスに対する使用料・手数料は、同様の方法で積算することを原則とします。

#### 3 3年ごとの見直し

使用料・手数料は、そのサービスを提供するために必要となる経費や同様のサービスを提供している民間の価格などを参考に積算されます。

市は、事務の合理化や効率的な資源の投入により、継続的に経費の削減を図っていく必要がありますが、経年劣化に伴う維持管理費の増大やリニューアルのための設備投資、指定管理や民間委託による管理・運営方法の変更など、経費はさまざまな形で変動していきます。

使用料・手数料は、3年ごとに見直すことを原則とします。



## 第4 積算の方法

使用料・手数料は、そのサービスを提供するために必要な経費を精査することが前提となりますが、**近隣市（ ）**の状況や利用率の推移などにも十分配慮する必要があります。

また、見直しの結果、大幅な改定が必要となる場合には、利用者への負担が急激なものとならないよう、激変緩和措置についても検討する必要があります。

使用料・手数料の積算は、次の計算式によることを基本とします。【平成25年2月20日 一部修正】

**近隣市：この適正化方針においては多摩25市を指します。**

### 1 使用料

(1) 特定の利用者が一定の時間、その公の施設の全部又は一部を占有するもの

#### 【計算式】

単 価 = 維持管理費<sub>5</sub> ÷ 延べ床(敷地)面積 ÷ 年間利用可能時間数 × 負担割合<sub>6</sub>

使用料 = 単価 × 占有面積<sub>7</sub> × 利用時間

5. 維持管理費：人件費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料、賃借料、一般管理費など、その施設を維持管理し運営していくために必要な1年間の経費です。

6. 負担割合：その施設の設置目的や性格、利用状況等を勘案して、その全額を受益者負担により賄うのではなく、その一部を公費（市税）負担により賄う必要がある場合、その割合を定め一定額を控除します。

7. 占有面積：利用者が占有して使用する施設の面積です。共用部分については、不特定多数の利用を想定していますので使用料には転嫁せず、公費により負担することとします。

#### 【対象施設】

国分寺Lホール / いずみホール / 体育施設（貸切使用） / スポーツセンター（貸切使用）  
 公会堂 / 地域センター / 男女平等推進センター / 福祉センター  
 いきいきセンター / 市立学校の校庭・体育館・教室等 / 教育センター / 公民館

(2) 特定多数の利用者が一定の時間、その公の施設等の全部又は一部を共用するもの

#### 【計算式】

単 価 = 維持管理費 ÷ 年間(目標)利用者数 ÷ 年間利用可能時間数 × 負担割合

使用料 = 単価 × 利用時間

【対象施設】

体育施設（個人使用） / スポーツセンター（個人使用）

(3) その他のもの

使用料の対象となるサービスの中には、下水道のように市民生活に必要不可欠なものや、民間サービスや近隣市の価格を参考にしているもの、国や都の基準により定められているものや政策的判断を伴うものなど、共通の計算式では積算できないものもあります。

共通の計算式で積算できないものについては、現行の使用料の積算方法を検証し、その根拠を明らかにしながら、必要な見直しを行うこととします。

【対象施設】

市役所駐車場 / 市民農園 / 下水道 / 市立公園 / 道路 / 自転車等駐車場  
歴史公園

(4) 留意事項

施設（建物）の取得に係る経費を積算に加える必要がある場合には、その理由を明らかにして、維持管理費に減価償却費<sup>8</sup>を加算できることとします。

8. 減価償却費：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に規定する構造区分のうち、最も長い耐用年数を採用し、残存価額を10%として定額法により算出します。

利用率や申込みの競合状況に応じて、使用区分（午前・午後・夜間・平日・休日など）を設定する場合には、その使用区分ごとに使用料を設定できることとします。

市外在住者に係る使用料については、近隣市の状況を踏まえ、その徴収が実務的に困難な場合を除いて、市内在住者の2倍の額にすることとします。

地域センターや公民館など地域ごとに設置されている施設については、必要な経費を合計してひとつの単価を積算し、その使用料に地域差が生じないよう工夫することとします。ただし、維持管理費や利用率に著しい較差があり、同じ使用料を設定することが不合理である場合には、その理由を明らかにして、異なる使用料を設定できることとします。

現行適用している自転車等駐車場の学生料金や、室内プール、スポーツセンター（個人使用）の子供料金については、その取扱いを継続できることとします。

## 2 手数料

手数料の対象となるサービスは、市の事務で特定の者の利益又は行為のために行われるものと考えられています。

したがって、手数料については、受益者負担によることを原則とします。ただし、手数料額の設定及び改定に当たっては、近隣市の状況を十分配慮するものとします。【平成 24 年 11 月 30 日 一部修正】

(1) 一般の市民を主な対象として、専ら市が提供する基礎的・標準的なもの

### 【計算式】

$$\text{手数料} = (\text{維持管理費} - \text{人件費}) \div \text{年間処理件数} + \text{人件費平均単価} \times \text{処理時間}$$

証明書の交付については、窓口によるものと自動交付機によるものがあり、同じサービスであってもその形態により必要となる経費は異なります。

窓口については、人件費が大きな割合を占めることから、交付件数の増減がその経費を大きく変動させることはありませんが、自動交付機については、交付件数が増加すれば 1 件当たりの単価は確実に引き下げられることとなります。

同一のサービスですから、その手数料は同額にすることが原則ですが、こうした事例については、将来的な業務のあり方も見据えた中で検討する必要があります。

(2) その他のもの

手数料についても、民間サービスや近隣市の価格を参考にしているもの、政策的判断を伴うものや利用者が営利目的で使用するものなど、必ずしも共通の計算式によることが適切でないものがあります。

こうしたサービスについては、使用料と同様、その積算根拠を明らかにしながら、必要な見直しを行うこととします。

## 第5 減免の取扱い

提供されるサービス本来の趣旨に合致し、その妥当性が認められる場合には、条例や規則に明文化した上で、使用料・手数料を減免できるものとします。

ただし、適用される減免の取扱いに大きな違いがあれば、積算方法を一元化して使用料・手数料を算出しても、サービス間の平等が確保されないこととなります。減免は、受益者負担の原則を踏まえ、他のサービスとの整合を図りながら、慎重に検討する必要があります。

取組の対象全てに共通して適用される規定は、次のとおりとします。

### 1 使用料

#### (1) 免除

- ・市（教育委員会を含む。）が主催又は共催する事業に使用するとき
- ・官公庁が実施する事業で市に有益なものと判断されるとき

#### (2) 減額

- ・障害者基本法（昭和45年法律84号）第21条（経済的負担の軽減）の規定に基づき、減額することが適当と認められるとき

減額は、使用料についてのみ適用し、その率は50%を基本とします。

その他市長が特に必要があると認めるとき：災害などの緊急事態や政策的判断が求められる特殊な事例など、対象となる全ての事例を規定しておくことは不可能ですので、これに対応するため設けられる規定です。適用に当たっては、事例ごとに個別の決裁が必要となります。

### 2 手数料

国分寺市事務手数料条例第7条（免除）の規定を基本とします。

- (1) 法令の規定により請求があったとき
- (2) 官公庁からその職務上の必要により直接請求があったとき
- (3) 公費の救助を受け、又は扶助を受けるための必要により請求があったとき
- (4) その他市長において特別の事情があると認めるとき

## 第6 適正化プログラム

適正化に向けた取組を具体的に推進するため、対象となる施設又はサービスごとに、適正化に向けたプログラムを策定し公表することとします。



使用料・手数料 適正化プログラム・シート

資料 1

対象となる施設 またはサービス			
主 管 課		事業を開始した 年 月 日	
過 去 の 使 用 料 手数料の見直し	見直しを行ったことがある。 見直しを行ったことはない。	見直しを行った 直近の年月日	
年 間 利 用 件 数	件	使用料・手数料の 前年度収入額	円

前年度維持管理費 (人件費を除く。)	円
年間利用可能件数	件
1件当たりの市税 投入額(概算)	円
市民1人当たりの 市税投入額(概算)	円

公の施設については、網掛け部分についても記入すること。

	平成23年度						平成24年度						備考
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
主管課による検討													
利用者説明会													
条例等審査委員会													
庁 議													
議 会													
周 知 期 間													
施 行													

必要に応じ、検討の過程を  
適宜修正・追加すること。

タイムスケジュールを で記入すること。

使用料・手数料 積算シート

資料 2

対象となる施設 またはサービス		主管課				
維持管理費	項目	-2 年度決算額	-1 年度決算額	年度決算額	3 ヶ年の平均値	
	計(A)					
人件費	正 規 職 員	人	人	人		
	再 任 用 職 員	人	人	人		
	嘱 託 職 員	人	人	人		
	計(B)					

使用料	年間利用者数 (C)		人	人	人	人
	施設全体の面積(D)	年間利用可能時間数(E)	負担割合(F)		施設建築物の構造	
	m <sup>2</sup>	時間	%			
	取得価額(G)	建築年度(西暦)	取得年度(西暦)	耐用年数	減価償却費(H)	
	円	年度	年度	年	円	

積算に当たっては、  
 「年間利用者数(C)」と「施設全体の面積(D)」のいずれかを選択して入力すること。  
 「取得価額(G)」は、減価償却費を加算する場合にのみ入力すること。  
 ただし、いずれの項目も施設管理の基礎データとして管理しておくこと。

使用料単価
円

手数料	年間処理件数	1 件当たりの処理時間	正規職員従事割合	再任用職員従事割合	嘱託職員従事割合
	件	分	%	%	%

手数料
円



## 国分寺市 使用料・手数料の適正化方針

平成 22 年 12 月 1 日 ~ 20 日	市民意見の募集	
平成 23 年 9 月 21 日	方針(案)の決定	[ 行政改革推進本部 ]
平成 23 年 9 月 26 日	方針の決定	[ 庁議 ]
平成 24 年 11 月 27 日	修正決定	[ 行政改革推進本部 ]
平成 24 年 11 月 30 日	修正決定	[ 庁議 ]
平成 24 年 11 月 30 日	修正決裁	[ 市長決裁 ]
平成 25 年 2 月 18 日	修正決定	[ 行政改革推進本部 ]
平成 25 年 2 月 20 日	修正決定	[ 庁議 ]